

都内ものづくり企業地域共生推進事業費補助金交付要綱

29産労商地第2531号

平成30年3月31日

一部改正 30産労商地第2987号

平成31年3月29日

一部改正 31産労商地第2035号

令和2年1月28日

(通 則)

第1条 都内ものづくり企業地域共生推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この補助金は、都内中小企業者等が行う地域との共生を推進するための取組に対し、区市町村がものづくり企業等と地域との調和を図る観点から助成を行う場合、必要な補助金を交付することにより、ものづくり企業等の地域内での住民との共生を支援するとともに、都内ものづくり産業の維持・発展を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 「ものづくり企業等」とは、製造業、機械修理業及びこれに準ずると知事が認める事業を営む者とする。

(2) 「都内中小企業者等」とは、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

ア 都内に事業所又は工場を有し、引き続き1年以上操業しているものづくり企業等であって、次の要件を満たすこと。

(ア) 法人の場合は、次に掲げるすべてを満たす者であること。

a 都内に本社又は事業者の登記があり、都内において1年以上操業する企業、又は都外において1年以上操業し、新たに都内へ移転する企業であること。

b 法人住民税、法人事業税及び固定資産税を滞納していないこと。

(イ) 個人の場合は、次に掲げるすべてを満たす者であること。

a 都内において開業しており、都内において1年以上操業する事業者、又は都外において1年以上操業し、新たに都内へ移転する事業者であること。

b 個人住民税、個人事業税及び固定資産税を滞納していないこと。

イ 次に掲げるいずれかの要件を満たす中小企業者又は団体であること。

(ア) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者であり、大企業が実質的に経営に参画していないこと。ただし、ゴム製品製造業（一部を除く）

は資本規模3億円以下又は従業員900人以下の者であること。

なお、「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合をいう。

- a 大企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ）が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していること。
 - b 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していること。
 - c 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
 - d その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられること。
- (イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく組合（事業協同組合等）又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく中小企業団体（協業組合等）であつて、その構成員半数以上が都内に主たる事業所を有す中小企業であるもの。
- (ウ) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する社団法人及び財団法人
- (エ) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人
- (3) 「地域共生推進事業」とは、都内中小企業等が地域と調和し、その地域と共生を図る目的で行う事業であつて別表1に掲げるものをいう。
- (4) 「工場」とは、生産設備等を備え経常的に主たる生産業務を行う施設又は簡易な加工等を行う作業場であつて、住居の用に供する部分を除く。
- (5) 「補助事業者」とは、この要綱に基づき、都内中小企業者等が実施する補助対象事業に補助を行う区市町村をいう。
- (6) 「間接補助事業者」とは、補助事業者の定めるものづくり企業地域共生助成金交付要綱等に基づき、区市町村から交付決定を受けた都内中小企業者等をいう。
- (7) 「間接補助金」とは、補助事業者が間接補助事業者に支払う補助金をいう。
- (8) 別表1に定める「専門機関」とは、全国耐震ネットワーク委員会に参加する団体で、耐震判定委員会設置登録要綱に基づき耐震判定委員会を設置する団体をいう。

(補助対象事業及び補助率等)

第4条 補助対象事業及び補助率並びに補助限度額は別表1及び別表2のとおりとする。

2 この補助金の補助対象経費は、補助事業者が間接補助事業者に支払う経費のうち、別表3に定めるものとする。

3 間接補助事業者が行う補助対象事業は、当該年度の4月1日から翌年3月15日までの期間に実施完了した事業とする。実施の完了とは、間接補助事業者が区市町村から受けた交付決定の内容を完了し、全ての経費の支払を終えた状態をいう。

なお、知事が補助事業者に交付決定をした日以降に実施した事業に限る。

4 都の他の補助金等を一部財源とする事業を実施する工場に係る経費については、その事業の実施年度において、補助対象外とする。ただし、都の他の補助金等を一部財源とする事業に係る経費が、本補助金の補助対象経費でない場合はこの限りでない。

(間接補助金の補助対象事業及び補助率等)

第5条 間接補助事業者が単年度に申請できる間接補助事業は、操業環境改善事業、住民受入環境整備事業及び耐震補強事業のいずれか一つとする。ただし、各事業区分内の複数の細事業（以下「複数事業」という。）を申請することを妨げない。

2 操業環境改善事業においては、次のとおりとする。

- (1) 同時に複数事業を実施する場合においても、補助限度額は増額しない。
- (2) 移転事業のうち、一時移転を行う場合において、一時移転と現工場への移転をそれぞれ異なる年度に実施する場合における間接補助金は、それぞれの年度に交付した間接補助金の合計額が、単年度の補助限度額を超えないものとする。
- (3) 前号において、同時に複数事業を実施する場合においても同様とする。
- (4) 設備更新・導入事業において、設備の更新を行う際に、現に使用する生産に要する設備等を処分することにより、収入があった場合は、その収入に係る消費税及び地方消費税に係る額を除いた額を補助対象経費から除くものとする。

3 住民受入環境整備事業においては次のとおりとする。

- (1) 事業の成果について、地域住民等への周知を実施するものとする。
- (2) 壁面緑化のみを実施する事業及び収益を得ることを目的として整備するものは、補助対象外とする。

4 耐震補強事業において、同時に複数事業を実施する場合においては次のとおりとする。

- (1) 交付申請額、交付決定額等については、細事業ごとに算出した結果の合計額とする。
- (2) 前号において、各細事業の補助限度額を超える事業を実施する場合は、事業別の補助限度額を上限として合計金額を算出する。

(間接補助金の額)

第6条 補助事業者が間接補助事業者に交付する間接補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 操業環境改善事業及び住民受入環境整備事業においては、都が補助事業者に交付する補助金の額に同額の2分の1以上の額を加えた額とする。
- (2) 耐震補強事業においては、都が補助事業者に交付する補助金の額に同額以上の額を加えた額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書を、必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者が定める事業計画の期間は、補助を受けようとする年度の4月1日から3月末日までの間とする。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、前条の補助金交付申請書又は第10条第4項の増額交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により補助事業者に通知する。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(交付決定を受けた内容の変更)

第10条 補助事業者は、交付決定を受けた事業計画の内容において、各事業区分間の経費の2割を超える変更又は計画の中止をする場合は、必要な書類を添えて様式第3による変更等承認申請書をあらかじめ知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認に際して、必要な条件を付することができる。

3 知事は、第1項の申請について審査し、その承認(これに付する、前項に規定する条件を含む。)又は不承認を、様式第3の2による変更等承認(不承認)通知書により補助事業者に通知するものとする。

4 補助事業者は、交付決定を受けた金額を超えて、補助事業を実施しようとする場合は、必要な書類を添えて様式第3の3による増額交付申請書をあらかじめ知事に提出し、交付決定を受けなければならない。

(間接補助金の支払)

第11条 補助事業者は、間接補助事業者から事業が完了した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を審査し、現地調査等を行い、間接補助事業者に間接補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項に規定する間接補助金の支払を3月末日までに完了しなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行状況報告について、知事の要求があったときは、速やかにこれに応じなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、全ての計画の事業を完了したときは、交付決定の翌年度の4月10日までに、必要な書類等を添えて様式第4による実績報告書を知事に提出しなければならない。

なお、4月10日が閉庁日の場合は、翌開庁日を提出期限とする。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る間接補助事業者が行う事業が、別表1に掲げる事業に該当し、補助事業者が行った補助金の交付決定の内容及びそれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第5により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の額は、個別の間接補助事業の補助対象経費に補助率を乗じた額(1千円未満の端数は切り捨て)又は補助限度額のいずれか低い額の合計額とする。ただし、第8

条において交付決定を受けた額を超えないものとする。

- 3 前項において、間接補助事業者が実施する耐震補強事業内の複数事業に係る経費は、補助対象事業ごとに1千円未満の端数を切り捨てるものとする。

(補助金の支払等)

第15条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者からの請求に基づき、補助金を支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときには、様式第6による補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 知事は、補助事業者又は間接補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

- 2 前項の規定は、第14条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第17条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときには、期限を定めてその返還を命じるものとする。

- 2 補助事業者は、都から補助金の交付を受けた後、間接補助事業者から間接補助金の返還を受けた場合は、当該返還金に係る都の持分（返還金を補助率で按分した額）を都へ返還しなければならない。

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、助成対象事業者が行う事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を都内中小企業者等が行う事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(間接補助金に付すべき条件)

第19条 補助事業者は、間接補助事業者に間接補助金を交付するときは、次の条件を付さなければならない。

- (1) 本要綱第9条、第10条、第13条、第16条、第17条、第18条、第20条、第21条及び第22条の定めるところに準ずること。
- (2) 都及び補助事業者は、間接補助事業者に対し、補助事業の状況及び経理の収支等について、調査することができること。

(取得財産等の管理及び処分)

第20条 補助事業者は、間接補助事業者が、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保にしようとするときは、様式第7による取得財産等処分承認申請書をあらかじめ知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日付号外大蔵省令第15号）に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、前項の規定により承認を受けた間接補助事業者が当該取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

3 知事は、第1項の承認をした補助事業者に対し、補助事業者が納付を受けた収入の全部又は一部を都に納付させることができる。

(収益の納付)

第21条 補助事業者は、間接補助事業が終了した後に、間接補助事業者より受けた収益の納付については、補助率に応じて、その納付額の全部又は一部を都に納付しなければならない。

(検査)

第22条 補助事業者は、知事が東京都職員をして補助対象事業者が行う補助対象事業の運営及び経理等の状況その他の必要な事項について報告を求めた場合、又は検査を行うよう求めた場合には、これに応じなければならない。

(違約金及び延滞金の納付)

第23条 第16条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第17条の規定により補助金の返還を命じたときには、知事は、補助事業者が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間において既返還額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を補助事業者に納付させなければならない。

2 補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第24条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第25条 第23条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の納

付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額による。

(補助事業者の事務処理)

第26条 補助事業者は、補助金に係る事務処理に当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 間接補助金に係る要綱等を整備すること。
- (2) 補助金の交付決定及び額の確定に伴う完了検査は、間接補助事業の内容について前号に規定する要綱等に基づき、適正な審査を行うこと。
- (3) 都内中小企業者等に対し、都の補助金を財源とする補助事業であることを明示し、周知を図ること。
- (4) 補助事業者が実施する間接補助事業及び助成対象事業者が実施する事業において、本要綱及び補助事業者の定める間接補助に係る要綱等の各規定に抵触する恐れがある場合は、速やかに都に報告すること。
- (5) 補助事業者は、本事業の成果についての周知を図ること。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 補助対象事業

事業区分	事業目的
細事業	事業内容
操業環境改善事業	工場の操業により生じる騒音、悪臭及び振動等に関して近隣住民等へ配慮
工場改修事業	都内の現工場及び都内の移転先工場における改修
工場移転事業	都内工場への移転及び都内工場の改修に伴う一時移転
設備更新・導入事業	都内の現工場に設置されている生産に要する設備等の更新及び都内の現工場に設置されている生産に要する設備に取り付ける装置又は工場の敷地内に新たに設置する設備の導入
住民受入環境整備事業	工場の整備による地域との共生
住民受入環境整備事業	間接補助事業者が保有する都内工場の外壁等美化、緑道の整備、オープンスペースの整備等
耐震補強事業	次の条件を全て満たす間接補助事業者が保有する工場に対する耐震補強 1 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法第 6 条の規定による建築確認を受けた鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（プレハブ造は除く。）であって住居併設の建築物でないこと。 2 建築基準法第 10 条に基づく耐震改修に係る命令を受けていないこと。 3 原則として検査済証の交付を受けたもの。 4 東京都が定める特定沿道建築物ではないこと。 5 工場の周囲に住居が多くあり、発災時に倒壊等によって周囲に危険を及ぼすおそれがあること。
耐震診断事業	都内の現工場に対する耐震診断（建築物の耐震性の評価及び耐震補強の要否の判定を行うもの）
耐震設計事業	都内の現工場に対する耐震設計（耐震診断に基づく建築物の耐震補強工事のための設計）であって、次の要件を満たすもの。 ア 耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が 0.6 相当未満であること。 イ 耐震診断について、専門機関による技術評価を受けていること。
耐震工事事業	都内の現工場に対する耐震工事（耐震補強設計に基づき実施する建築物の耐震のための補強工事）であって、次の要件を満たすもの。 ア 耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が 0.6 相当未満であること。 イ 耐震改修工事後に、 I_s 値（構造耐震指標）が 0.6 以上となるよう設計された耐震補強に係る設計図書があること。 ウ 当該建築物の耐震診断及び耐震補強に係る設計図書について、専門機関による技術評価を受けていること。

別表2 補助率及び補助限度額等

事業区分			
細事業	補助率	補助限度額	補助対象の事業費
操業環境改善事業			
工場改修事業	間接補助事業者の補助対象経費 の2分の1以内	250万円	100万円以上
工場移転事業			
設備更新・導入事業			
住民受入環境整備事業			
住民受入環境整備事業	間接補助事業者の補助対象経費 の2分の1以内	250万円	100万円以上
耐震補強事業			
耐震診断事業	間接補助事業者の補助対象経費 の3分の1以内	100万円	50万円以上
耐震設計事業		200万円	100万円以上
耐震工事事業		400万円	200万円以上

※上記の表は、個別の間接補助事業者の実施する地域共生推進事業ごとに適用する。

別表3 補助対象経費

事業区分	
細事業	補助対象経費
操業環境改善事業	
工場改修事業	<p>① 都内の現工場を改修するために必要な次の経費</p> <p>ア 現工場の改修に係る費用（施工費等）</p> <p>イ 建物付帯設備の整備費用（購入費・施工費等）</p> <p>② 都内の移転先工場の改修を行うために必要な次の経費</p> <p>ア 移転先工場の改修に係る費用（施工費等）</p> <p>イ 移転先工場に係る建物付帯設備の整備費用（購入費・施工費等）</p> <p>上記①及び②の経費については、新築工場及び移転先工場の増築部分に係るものを含まない。</p> <p>※「建物付帯設備」は、操業時の騒音・振動対策に必要な設備、防脱臭設備、工場排煙の浄化・軽減設備等、操業環境の改善に必要な設備のうち、建物から容易に移動又は取外しができないものをいう。</p>
工場移転事業	<p>① 都内への工場移転に必要な次の経費</p> <p>ア 機械等設備の輸送に係る費用（運搬費・保険費等）</p> <p>イ 機械等設備の設置に係る費用（分解・組立・校正費等）</p> <p>② 都内の現工場の改修、増築、又は建替（現工場を取り壊した後、同土地で行う工場の新築）に伴う一時移転に必要な次の経費</p> <p>ア 改修等施工期間中の一時移転に係る都内貸工場の賃借費</p> <p>イ アの一時移転に伴う機械等設備の輸送に係る費用（運搬費・保険費等）</p> <p>ウ アの一時移転に伴う機械等設備の設置に係る費用（分解・組立・校正費等）</p>
設備更新・導入事業	<p>① 都内の現工場に設置されている生産に要する設備等の更新に必要な次の経費</p> <p>ア 機械等設備の更新に係る費用（購入費・施工費等）</p> <p>イ 機械等設備の設置に係る費用（分解・撤去費等）</p> <p>② 都内の現工場に設置されている生産に要する設備に取り付ける装置又は工場の敷地内に新たに設置する設備の導入に必要な次の経費</p> <p>ア 機械の導入に係る経費（購入費・施工費等）</p>
住民受入環境整備事業	
住民受入環境整備事業	住民受入環境の整備に係る費用（購入費・設計費、施工費、撤去費等）
耐震補強事業	
耐震診断事業	<p>耐震診断を委託する経費</p> <p>専門機関が行う技術評定に係る経費</p>
耐震設計事業	<p>耐震補強工事に係る設計を委託する経費</p> <p>専門機関が行う技術評定に係る経費</p>
耐震工事事業	<p>耐震補強に係る工事費</p> <p>耐震補強工事に係る施工監理等を委託する経費</p>

※別表3に掲げる補助対象経費のうち、次に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) 飲食代と認められるもの
- (3) リース等について、補助対象期間外の期間に係るもの
- (4) 委託契約において、委託先の資産となるもの
- (5) 見積書、契約書、仕様書、納品書、請求書、振込控、領収書等の帳簿類が不備なもの
- (6) 補助対象事業以外の事業と混同して支払が行われており、補助対象事業に係る経費が区分できないもの
- (7) 手形、小切手又はクレジットカードにより支払が行われている経費
- (8) 契約から支払までの一連の手続きが補助対象期間内に行われていないもの
- (9) その他知事が補助対象外経費と認める経費